

## 台湾法官学院と部局間学術交流協定を締結しました。

本研究科は、5月16日（木）、台湾法官学院と部局間学術交流協定を締結しました。

本研究科で行われた学術交流協定調印式には、台湾法官学院から、周占春院長以下6名の出席を賜り、周院長と成瀬法学研究科長の間で署名が取り交わされました。

調印式に引き続き、本研究科、坂田宏教授（民事訴訟法）と信濃孝一教授（実務家・裁判官）による「東北大学における要件事実教育」と題する講演が行われ、活発な質疑応答・意見交換が行われました。

本協定の締結により、今後、本研究科から法官学院に対する教員の派遣及び法官学院から本研究科への裁判官の派遣等、両機関の交流が活発に行われることが期待されます。



写真右から成瀬法学研究科長、周法官学院長



本研究科及び法官学院関係者